
国立市私道再整備補助金の手引き



目次

1. 目的	P 2
2. 補助金額について	P 2
3. 申請条件・対象者	P 2
4. 申請の手続き・流れ	P 3
5. 補助金交付申請について	P 4
6. 工事完了について	P 5
7. 補助金の請求について	P 5
8. その他	P 5
9. よくある質問（Q & A）	P 6
10. 資料（要綱）	P 9

1. 目的

一般の通行のため公の利用に供している市内の私道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路以外の道路をいう。以下同じ。）の再整備を行った者に対して、その公共性に鑑み、国立市私道再整備補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2. 補助金額について

福祉の増進と生徒・児童の安全通学に寄与することを目的として、市内の一般の交通の用に供している私道の舗装再整備を行う方に対して、その工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

- ◆補助金額は、施工業者見積書金額又は市の設計金額のいずれか低い方の額に 90% を乗じて得た額とします。なお、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

・ 私道再整備補助金額

【施工業者見積書金額】又は【市の設計金額】のいずれか低い方の額の 90%

※私道再整備の舗装に直接関係する費用の合計で、消費税を除きます。

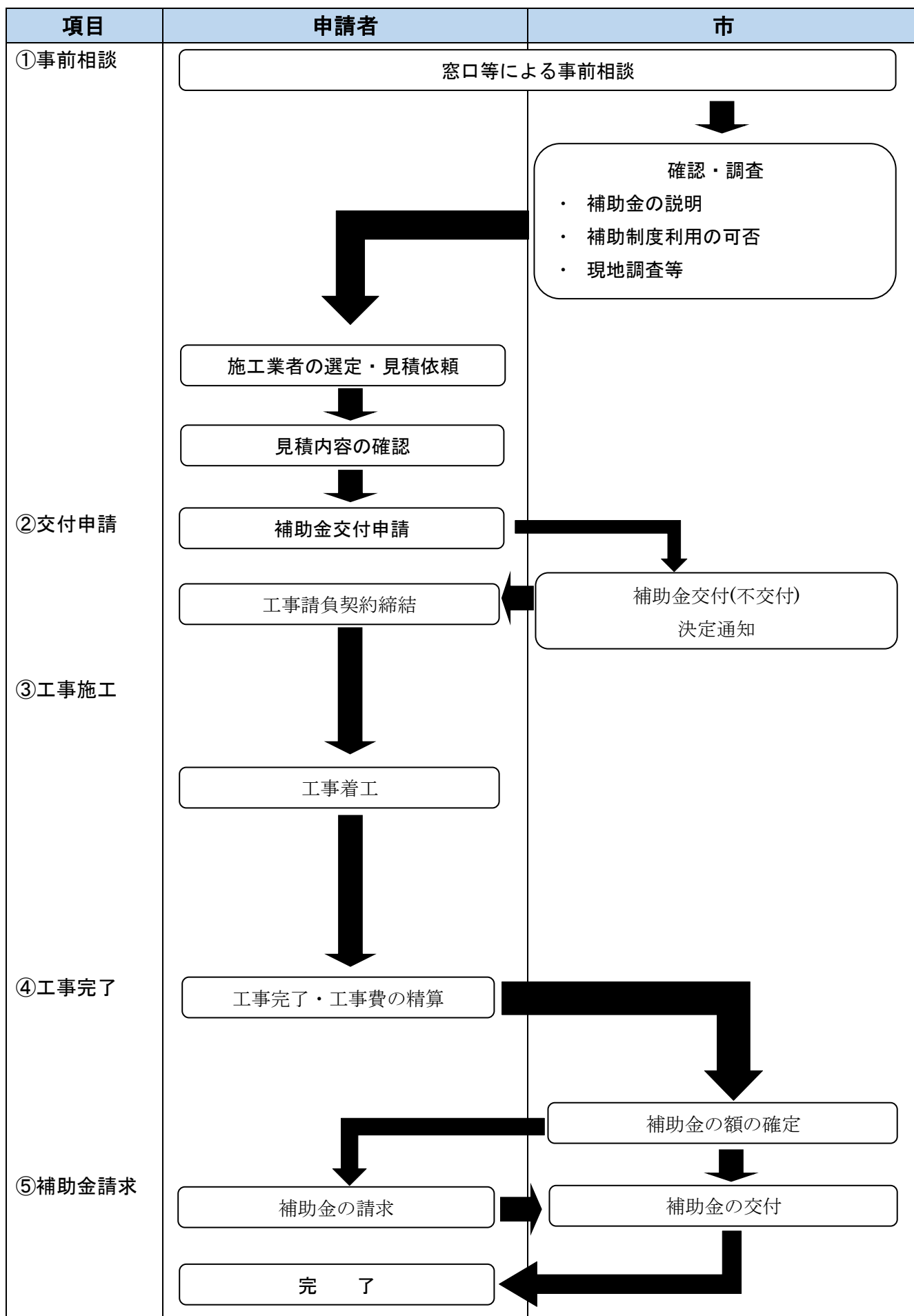
※私道再整備補助金予算額以内とします。

3. 申請条件・対象者

- ◆申請する方は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

チェック	要件	内容
☐	(1)	一般の通行のため公の利用に供しており、かつ、公共性及び利用度が高い道路である。
☐	(2)	私道の両端が公道に接続している。
☐	(3)	私道整備に関する条例（昭和 49 年 12 月国立市条例第 40 号）の規定に基づく整備工事を行ったことがある。
☐	(4)	(3)の整備工事を行った年度（この要綱による補助金の交付を受けたことがある私道で交付を最後に受けた年度）の翌年度から起算して 15 年を経過している。 例：2008 年度に工事を施工して私道整備補助金の交付があった場合、 翌 2009 年度 + 経過 15 年（合計 2024）< 申請時年度（2025） ⇒ ◎補助対象です。
☐	(5)	申請者が私道の所有者であり、私道の所有者全員が整備することを承諾している場合に限る。

4. 申請の手続き・流れ



5. 補助金交付申請について

- ◆相談・受付期間は、令和7年7月1日(火曜日)から令和7年9月30日(火曜日)までの平日午前8時30分から午後5時までです(土日祝祭日は受け付けません)。また、先に申請した方の交付決定額の総額が年度予算額を超過した場合、翌年度以降の補助となる場合があります。
- ◆申請は工事の着手前のみ受理します。また、本人確認を行うため郵送は受け付けません。
- ◆補助金の交付申請にあたっては、下記の書類を工事の**着手前**に提出してください。なお、施工内容によっては下記に記載のない書類を提出いただく場合があります。

チェック	添付書類	備考
☐	本人であることを確認できる書類の提示	申請時に運転免許証または健康保険証等の提示をしてください。 ※代行申請は認めません。
☐	国立市私道再整備補助金交付申請書	<u>誤記修正用として捨印を押印してください。</u>
☐	案内図（私道の周辺地図と私道の土地所有者の位置図）	地図等（インターネット可）を印刷し、私道の場所が分かるように着色して示してください。また、私道の土地所有者の位置も図示してください。
☐	全部事項証明書（土地）の写し	最新の私道の位置及び所有者全員分の土地がわかるもの。 <u>※東京法務局立川出張所にて有料で発行できます。</u>
☐	公図の写し	〒190-8524 立川市緑町4-2(立川地方合同庁舎)6階 電話：042-524-2716(代表)
☐	国立市私道再整備補助金交付土地所有者名簿	<u>私道の所有者全員分の住所と氏名を記載し押印をしてください。</u> <u>また、誤記修正用として申請者の捨印を押印してください。</u>
☐	工事見積書	施工金額が分かるもの。
☐	施工箇所や施工内容を示す書類	平面図、縦横断図、構造図、施工仕様や使用材料が記載されたパンフレット、カタログ等。
☐	施工前の写真	施工前の状況が分かる写真を提出してください。その際、合わせて提出いただく「施工箇所や施工内容を示す書類」と共通の番号を振る等、対応する箇所が分かるようにしてください。特に私道両端の出入り口の写真は必ず撮影してください。

6. 工事完了について

- ◆ 交付決定通知書の日付から3か月以内に工事を完了し、下記の書類を提出してください。
ただし、3か月以内の期限にかかわらず、令和8年3月10日までに提出をお願いします。
期限を過ぎた場合、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ◆ 施工内容によって下記に記載のない書類を提出いただく場合があります。
- ◆ すべての書類を提出いただいた後、必要に応じて市職員による現地確認を行います。

チェック	添付書類	備考
☐	領収書及び内訳書等の写し	工事に係る費用を支払ったことが分かるものとその内訳が分かるもの。領収金額の一部に補助対象工事費用が含まれる場合は、ただし書きに「 〇〇工事代金として〇〇円を含む 」などと明記する。
☐	竣工図面	平面図、縦横断図、構造図等
☐	施工中及び施工後の写真	施工箇所別にどの写真が私道のどの部分なのか分かるように番号等を振ったもの。

7. 補助金の請求について

- ◆ 補助金交付が確定した方は、下記書類を提出してください。入金までは請求書受領後概ね30日かかります。

チェック	添付書類	備考
☐	国立市私道再整備補助金交付請求書	宛名は、 国立市長殿 としてください。また、会計処理の都合上、 <u>請求日の日付は空欄</u> としてください。
☐	申請者の振込先口座情報が分かるもの	申請者の振込先口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号等）が分かるような通帳の写し（ネット銀行の場合は口座情報画面のスクリーン画像）を合わせて提出してください。

8. その他

- ◆ 契約を急がせる業者にはご注意ください。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。施工業者とのトラブルが発生しても、市は一切の責任を負いません。
虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。
あらかじめご了承ください。

9. よくある質問(Q & A)

申請年度に必ず補助金交付できるわけではないので、必ず事前にご相談ください。

■制度概要について

Q 1 制度の概要について教えてください。

A 1 国立市私道再整備補助金は、一般の通行に用いられており、他方、用地の関係や構造的な問題等により、公道とすることが困難な私道を舗装するとき、または舗装道路や階段道路を補修するときに補助金を支給する制度です。

■申請用紙について

Q 2 国立市私道再整備補助金について、申請用紙をもらいたいのですが。

A 2 手引きは市ホームページでダウンロードすることが可能です（市トップページで『私道』で検索できます）。また、申請用紙については、事前相談及び調査が必要であるため、国立市役所道路交通課（3階48番窓口）にて配布します。

(1) 手引き『国立市私道再整備補助金』（本資料）

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept06/Div02/Sec05/gyomu/1686280405811.html>

(2) 申請用紙

国立市役所道路交通課（3階48番窓口）にて事前相談後に配布

■申請問合せ先について

Q 3 申請手続きは、どこで行うことになりますか。問合せ先を教えてください。

A 3 国立市役所道路交通課（3階48番窓口）で受付します。

■補助基準について

Q 4 補助の対象となる工事について教えてください。

A 4 私道の舗装工事のみが対象となっています。

Q 5 補助の基準について教えてください。

A 5 以下の基準を全て満たすことが必要です。

- (1). 一般の通行のため公の利用に供しており、かつ、公共性及び利用度が高い道路である。
- (2). 私道の両端が公道に接続している。
- (3). 私道整備に関する条例（昭和49年12月国立市条例第40号）の規定に基づく整備工事を行ったことがある。
- (4). (3)の整備工事を行った年度（この要綱による補助金の交付を受けたことがある私道で交付を最後に受けた年度）の翌年度から起算して15年を経過している。
- (5). 申請者が私道の所有者であり、私道の所有者全員が整備することを承諾している。

Q 6 私道付近の共同住宅に多くの世帯がありますが、世帯数は補助条件に関係ありますか？

A 6 世帯数や居住人数による条件はありません。

Q 7 私道の道路上の一部を駐車場として利用していますが、その部分も対象となりますか？

A 7 個別にご相談ください。

Q 8 側溝等の排水施設、地先境界石など構造物のみの工事あるいはそれらが含まれた工事は補助の対象となりますか。

A 8 舗装工事のみが補助の対象となっているため、舗装以外は対象外として算定します。

■補助額算定について

Q 9 工事費用のすべてが補助されますか。

A 9 【施工業者見積書金額】又は【市の設計金額】のいずれか低い方の額の90%を補助します。

■申請資料について

Q 10 申請には、どのような資料が必要ですか。

A 10 本申請の前に、事前相談として申請予定の私道が補助対象かどうかを確認するため、国立市役所道路交通課(3階48番窓口)にご相談ください。その後、事前相談を元に職員が確認し、私道が補助の対象に該当しましたら、次の申請書を市へ提出してください。

(1) 本人であることを確認できる書類の提示

(2) 国立市私道再整備補助金交付申請書(注1)

(3) 案内図(私道の周辺地図と私道の土地所有者の位置図)

(4) 全部事項証明書(土地)の写し。

(5) 公図の写し

(6) 国立市私道再整備補助金交付土地所有者名簿

(7) 工事見積書(注2)

(8) 施工箇所や施工内容を示す書類

(9) 施工前の写真

(注1) 申請者となる方は代表者として、施工業者との交渉、契約及び完成検査の立会など一連の手続きを行っていただくことになります。

(注2) 道路舗装工事は専門的な技術を必要としますので、責任ある業者を選んでください。

Q 11 申請後に修正点に気づいてしまったのですがどうしたらよいですか？

A 11 捺印があればこちらで修正致します。また、提出資料に軽微な変更等がある場合はお知らせください。ただし、内容によっては、再提出していただく必要があります。

Q 12 工事を着手した後で、申請書を提出することは可能ですか。

A 12 事前に職員が現地を確認する必要があるため、工事を着手した後で申請書を受け付けすることはできません。

■補助金の承認について

Q 13 申請すれば、必ず補助されますか。

A 13 提出された申請書を元に、補助金支給承認の可否を判断することになります。補助金の支給が承認された場合は補助金交付決定通知書を、また不承認となった場合は補助金不交付通知書を通知します。また、私道再整備補助金制度の標準処理期間は、原則30日間と考えておりますが、資料の確認等により期間が延びる可能性があります。

■工事施工者について

Q14 市が工事をしてくれるのですか？

A14 市は工事しません。申請代表者が施工業者に直接依頼し、工事を行うことになります。

■工事着手について

Q15 申請後の工事着手までの流れを教えてください。

A15 補助金交付決定通知書を受けてから、工事に着手することになります。なお、着手届等の工事開始を示すものを市へ提出する必要はありません。

■補助金支給について

Q16 工事完了後の補助金支給までの流れを教えてください。

A16 工事が完了しましたら、必要書類を市に提出して、完成検査を受けていただきます。検査完了後（施工業者による手直し等が生じた場合手直し工事後）、検査結果に基づき補助金交付確定通知書を申請代表者に送付します。その後、請求書に記載された振込み先へ補助金を支払います。

■維持管理について

Q17 工事が完成した後は、市で維持管理してもらえますか。

A17 補助金の交付によって施工した私道の維持管理は、当該私道の関係者で引き続き行っていただきます。

Q18 工事が完成した後、市に私道を寄付することはできますか。

A18 私道を市へ寄附する場合は、市が定める基準に適合する必要があります。詳細については、国立市道路交通課管理係にお問合せください。

■承諾書について

Q19 私道所有者全員の同意が取れません。過半数の同意でもよろしいですか？

A19 施工後の住民同士のトラブルを防ぐために、過半数ではなく私道所有者全員の同意が必要です。

Q20 私道所有者が海外に住んでいて連絡がつかない場合はどうしたらよいですか？

A20 市としては私道所有者全員の承諾が得られない限り、私道再整備補助金を交付することはできません。連絡が付き次第、私道所有者の承諾をもらうようにしてください。

Q21 私道の所有者が亡くなっていて承諾をもらえない場合はどのようにしたらよいですか。

A21 事前に国立市役所道路交通課（3階48番窓口）へお問合せください。

■施工によるトラブル・損害について

Q22 申請者（私道関係者）が依頼した施工業者との間でトラブルが起き、損害が生じました。市に仲裁や損害賠償してほしい。

A22 市はあくまで補助金を出すのみであり、施工業者と申請者との間での工事請負契約において生じた事故・損害等は、その理由を問わず、市は一切の損害賠償責任を負いません。加えて、仲裁等もいたしません。

10. 資料(要綱)

令和5年3月31日訓令第20号

○国立市私道再整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般の通行のため公の利用に供している市内の私道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路をいう。以下同じ。）の再整備を行った者に対して、その公共性に鑑み、国立市私道再整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の要件のいずれにも該当する市内の私道について、当該私道の全体を舗装する工事とする。

- (1) 一般の通行のため公の利用に供しており、かつ、公共性及び利用度が高い道路であること。
- (2) 私道の両端が公道に接続していること。
- (3) 私道整備に関する条例（昭和49年12月国立市条例第40号）の規定に基づく整備工事を行ったことがある私道であること。
- (4) 前号の整備工事を行った年度（この要綱による補助金の交付を受けたことがある私道にあつては、その交付を最後に受けた年度）の翌年度から起算して15年を経過していること。

2 補助金の交付の対象となる者は、対象工事を実施する私道（以下「対象私道」という。）の所有者（対象私道の所有者の全員が、対象工事の実施について承諾している場合に限る。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象工事に係る施工業者による見積額又は市の設計金額のいずれか低い方の額に100分の90を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付する。

(事前協議)

第4条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、事前に対象工事の実施について市長と協議を行うものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象工事に着手する前に、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 対象私道の所有者の全員の名簿

- (2) 対象私道の位置並びに対象私道及びその沿線の土地の所有者を示した地図
 - (3) 対象工事の見積書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、別に定める通知書により当該申請を行った者に通知する。

(対象工事の完了に係る書類の提出)

第7条 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象工事の完了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の完了を証明する写真及び図面
- (2) 対象工事に要した費用を証明する領収書、請求書等の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに対象私道の検査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、別に定める通知書により当該交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該請求をした者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 対象工事を実施しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、別に定める通知書により、その旨を交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定め、その返還を命ずることができる。

(補助金の交付を受けた者の協力)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となった私道を一般の通行のため公の利用に供し、安全な通行の確保に協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

<申請・問合せ先>

〒186-8501 国立市富士見台 2 - 47 - 1 国立市 道路交通課 維持係
電話 042-576-2111 (内線 484) メール sec_doro@city.kunitachi.lg.jp